

食品安全委員会（第795回会合）議事概要

日時:令和2年10月27日(火) 14:00~15:49

場所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長ほか6名出席

傍聴者:報道0名、行政機関1名、一般4名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

・農薬5品目

シアゾファミド

ジメテナミド

ペンディメタリン

マンジプロパミド

メタフルミゾン

→厚生労働省及び担当の吉田(緑)委員から説明

農薬「シアゾファミド」「ジメテナミド」及び「メタフルミゾン」については、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定することとなった。

農薬「ペンディメタリン」及び「マンジプロパミド」については、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとのことから、農薬「ペンディメタリン」は農薬第二専門調査会、農薬「マンジプロパミド」は農薬第四専門調査会において審議することとなった。

・食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質 安息香酸

→厚生労働省から説明

本件について、肥料・飼料等専門調査会で審議することとなった。

・飼料添加物1品目

安息香酸

→農林水産省から説明

本件について、肥料・飼料等専門調査会で審議することとなった。

・農薬 1 品目（飼料中の残留農薬基準関連）
ペンディメタリン

→農林水産省及び担当の吉田（緑）委員から説明
農薬「ペンディメタリン」については、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとのことから、農薬第二専門調査会において審議することとなった。

・微生物・ウイルス 1 品目
食品衛生法第 13 条第 1 項の規定に基づく清涼飲料水の規格基準の改正

→厚生労働省及び担当の山本委員から説明
本件については、改正前の食品衛生法第 13 条における総合衛生管理製造過程の承認制度により同法第 11 条の基準に適合するものとみなしてきた清涼飲料水について、平成 30 年の食品衛生法改正により当該承認制度が廃止されたことを踏まえ、引き続き製造・販売することができるようにするため、改正後の食品衛生法第 13 条第 1 項に基づく清涼飲料水の製造基準に規定を追加するものであり、このことから、本改正は、人の健康に悪影響を及ぼすとは考え難いとのことから、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当する。
との審議結果となり、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・遺伝子組換え食品等 1 品目
長鎖多価不飽和脂肪酸含有及びイミダゾリノン系除草剤耐性セイヨウナタネLBFLFK（食品）

→厚生労働省から説明
本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

・長鎖多価不飽和脂肪酸含有及びイミダゾリノン系除草剤耐性セイヨウナタネLBFLFK（飼料）、*Komagataella pastoris* 132 株を利用して生産されたフィターゼ

→農林水産省からの説明
本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

(2) 農薬第二専門調査会における審議結果について

- ・「フラザスルフロン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第二専門調査会に依頼することとなった。

(3) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「フルラネルを有効成分とする鶏の飲水添加剤(エグゾルト)」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(4) プリオン専門調査会における審議結果について

- ・「フィンランドから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「デンマーク・オーストリアから輸入される牛肉及び牛の内臓」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映をプリオン専門調査会に依頼することとなった。

(5) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「EVG-L1株及びEVG-G1株を利用して生産されたグルタミルバリルグリシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(6) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「カスガマイシン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件については、農薬第五専門調査会におけるものと同じ結論、「カスガマイシンの許容一日摂取量 (ADI) を0.094 mg/kg体重/日 (遊離塩基として)、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断

した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 動物用医薬品「鶏伝染性ファブリキウス嚢病・マレック病（鶏伝染性ファブリキウス嚢病ウイルス由来VP2遺伝子導入七面鳥ヘルペスウイルス）凍結生ワクチン（バキシテックHVT+IBD）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件については、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、「鶏伝染性ファブリキウス嚢病・マレック病（鶏伝染性ファブリキウス嚢病ウイルス由来VP2遺伝子導入七面鳥ヘルペスウイルス）凍結生ワクチン（バキシテックHVT+IBD）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- ・ 動物用医薬品「オイゲノール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件については、「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」の3の（1）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えた。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 動物用医薬品「オキシクロザニド」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件については、「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」の3の（1）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えた。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 動物用医薬品「クロルヘキシジン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件については、「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」の3の（1）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限

りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えた。」
との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

（7）食品安全委員会の運営について（令和2年7月～令和2年9月）

→事務局から報告。